

日進市森林整備計画

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和 3 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right]$

令和3年4月1日

日進市

はじめに

森林計画制度は「森林の保続培養と森林生産力の増進」を図ることを目的とする森林法に基づくもので、国が定める「全国森林計画」や都道府県による「地域森林計画」、市町村による「森林整備計画」等から成り立っています。

日進市森林整備計画は、このうち市町村森林整備計画にあたり、愛知県が策定した尾張西三河地域森林計画を踏まえ、森林整備を推進するための伐採、造林、保育など森林施業の基本的な事項、標準的な方法等、森林や林業に関する考え方を定めています。(森林法第10条の5第2項)

なお、本計画は10年を一期とする計画で、5年ごとに作成することが義務付けられています。(森林法第10条の5第1項)

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）・・・・・・ 4
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・ 9
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・ 10
 - 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・ 12
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・ 14
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・ 14
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・ 14
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・ 14
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3	作業路網の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	16
第8	その他必要な事項	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	16
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2	その他必要な事項	16
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	16
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	16
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5	その他必要な事項	17
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	17
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	17
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	17
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	17
2	生活環境の整備に関する事項	18

3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	18
4	森林の総合利用の推進に関する事項	18
5	住民参加による森林の整備に関する事項	19
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	19
7	その他必要な事項	19

付属参考資料

1	土地利用	21
2	森林資源の現況等	21

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

日進市は、濃尾平野の東側に広がる尾張丘陵の東部に位置する。南北 6.8km、東西 8.9km、面積 34.91k m²である。地形は、東高西低で、北部、南部は小高い丘になって、東へ高度を上げ三ヶ峯丘陵となる。丘陵より、多数の谷間を形成して、天白川、岩崎川等へ流れ込み、河川を中心に発達した洪積低地である。

標高は、37m の日進市役所を中心に、周囲を標高 50m から 160m の丘陵地により形成されている。気象的には、年平均約 16.6℃で、最高月平均気温約 21.3℃、最低月平均気温約 12.8℃、年平均湿度 67%、降水量年平均 150mm となっている。

この地方の夏は、高温多湿で南東の風が多い。また、冬は、伊吹おろしの冷たい北西の風が強く底冷えのする寒さである。

本市の森林の面積は約 630ha で、そのうち地域森林計画対象民有林の面積は約 614ha である。そのうちのほとんどが、かつての治山事業による植林等が積極的に行われていた地域であるが、砂礫地のため上層のマツ類が主林木を形成しており、コナラ、アベマキ等が混交している地域が多く、人工林の面積は約 401ha である。

また、本市は名古屋市と豊田市の間に位置する地理的条件や、都市近郊にありながら自然環境に恵まれていること等から住宅都市として発展しており、住民からは緑の豊かさが実感できる生活空間の形成が強く求められている。

そのため、市内の貴重な緑である山林については、森林の持つ土砂の流出、崩壊防止機能とともに自然との共生機能が重要視され、森林を人と自然のふれあいの場となる里山林（森林と人との共生林）として保全・保護・育成する必要性がますます高まっている。しかし、市内のほとんどの森林は、私有林であり森林所有者及び地権者（以下「森林所有者等」という。）が不動産としての投資目的で保有している場合が多いので、これまで森林整備はほとんどされておらず、今後においても森林所有者等の自発的な森林整備は困難な状況にあると考えられる。

2 森林整備の基本方針

(1) 森林の有する機能と望ましい姿

森林の主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別され、各機能に応じた望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

ア 水源涵(かん)養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

＜森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針＞

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整

	備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物

	多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備を推進する上では、森林所有者等がどのような目的で森林を所有しているかが問題となってくる。例えば、不動産としての投資目的で森林を保有するという意識が強い場合、森林整備への理解は難しい。そのような者に対しては、市広報等により、森林を所有している間は、森林資源として森林を保全していく責務があることを森林所有者等に啓発する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

必要に応じた適正な伐採及び造林等の森林整備を長期展望に立って実施するため、行政・市民・学識経験者・自然保護団体等と森林所有者等が連携することにより、森林所有者等だけでは不十分になりがちな森林の状況把握や早急な森林診断等が可能となるような事業を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	40 年	45 年	40 年	40 年	20 年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(1) 主伐の方法

皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～エに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場

合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

(2) 主伐の時期

市内の立木を、用材等で販売するために伐採する場合には、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐期の多様化及び長期化を図ることとし、多様な林齢で伐採する。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期 の目安 (年)
	生産目標	期待径級 (cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作, 梁, 桁, 板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

伐採を行うときには近隣に対する影響や各種計画との整合性を踏まえ、適切に行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ等有用広葉樹

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

但し、森林所有者等の要望により前述の表に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合、周辺の森林所有者等や日進市林務所管部署と相談の上、生態系等自然環境に配慮し適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

ア 人工造林の標準的な方法

施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
マツ類	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000
広葉樹	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、愛知県の林業普及指導員又は日進市林務所管部署とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地保の方法	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植付けの方法・時期	自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。 また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。
低コスト造林	1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、自然条件等により植栽によらなければ的確な更新が困難になった森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能の影響を考慮し、必要に応じ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	
広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

<天然更新の完了基準>

更新完了の判断基準	(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数に10分の3を乗じた本数が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
-----------	--

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹種	期待成立本数
広葉樹	10,000 本/ha

樹高は 30 cm以上とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(ア) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha 程度とする。標準地の箇所は、対象区域が 1 ha 未満の場合は 1 箇所。1 ha 以上の場合は、1 ha につき 1 箇所設定する。

(イ) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

(ウ) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過した時点で、第 2-2-(1) に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の 10 分の 3 を下回るものについて、その後 2 年以内に 10 分の 3 以上となるよう植栽するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

天然更新が不可能な森林は、本市においては該当がない。

ただし、自然条件等により植栽によらなければ適確な更新が困難になった森林が存在した場合、市民の要望・土地利用計画等に配慮した上で、該当森林を保全するため人工的な植栽により、早急な更新を図る。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第 2-1-(1) による。

イ 天然更新の場合

第 2-2-(1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を 10,000 本/ha とする。

5 その他必要な事項

特になし

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業 体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢 (年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目 以降		
スギ	密仕 立て	5, 000	16	22	29	間伐率は、材積で概ね 35%以内とする。間伐木 の選定は、林分構成の適 正化を図るよう形質不良 木等に偏ることなく行う こととする。	
	中仕 立て	3, 500	16	24	—		
	疎仕 立て	2, 500	16	24	—		
ヒノ キ	密仕 立て	5, 000	16	22	29	効率的な作業実施上、 必要に応じて列状伐採の 実施も考慮することとす る。	
	中仕 立て	3, 500	16	24	—		
	疎仕 立て	2, 500	16	24	—		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な樹齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16		
下刈	スギ	2	1	1	1	1	1	1	1				植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ	2	1	1	1	1	1	1	1					
つる切	スギ									1	1		下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1	1			
除伐	スギ									1	1		造林木の成長を阻害、又は阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。実施時期は、6月から8月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1	1			
枝打ち	スギ									1	1	1	病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。	
	ヒノキ									1	1	1		

3 その他必要な事項

市内において、スギ、ヒノキ人工林は少ない。そのため、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要がある森林（以下「要間伐森林」という。）はないが、計画期間内に第3－1に定める間伐の基準に照らし、間伐を実施する必要があると認められる森林が新たに発生した場合には、森林法第10条の10第2項に基づき、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし。

イ 森林施業の方法

該当なし。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の公益的機能別施業森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、公益的機能が発揮できる場合には、長伐期施業（標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を施業すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図るべき森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進するものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
別表2	80年	90年	80年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 森林施業の方法

該当なし。

別表 1

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵 (かん) 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9・10・11・12・16 (但し、保安林指定地のみ)	145ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		9・10・11・12・16 (但し、保安林指定地のみ)	145ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし。

(2) その他

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
該当なし。
- 5 その他必要な事項
該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の地域森林計画対象民有林の面積は、約 614ha であり、その大部分が私有林である。森林所有者等には森林整備をしていく責務があるが、施業を実施するには経済的な負担が大きい等のため、整備を断念し山林を放置状態にしているのが現状である。さらに、相続等による取得で森林の位置すら不明確な森林所有者等や都市近郊ということで将来の開発を見越し、不動産としての投資目的で森林を所有する森林所有者等も多数いるため森林整備自体に関心がない状況である。

こうした中で、市民の森林保全に対する要望は都市化が進むにつれ大きくなり、森林所有者等と市民で森林保全に対する意識の度合いが乖離する一方である。このため、市民の要望を満足させるような施業を、森林所有者等のみに促すのは不可能となりつつある。こうした現況をふまえ、第6次日進市総合計画（令和3年度～令和12年度）（以下「総合計画」という。）の基本目標「暮らしやすいまちを創る」の実現に向けて、森林所有者等とともに、市民が施業に関わることができるような里山保全などの事業を推進し、施業をできる限り関係者の共同化により推進していく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林整備に消極的な森林所有者等へ森林所有における意義・責務等の意識向上を促すことで施業への参画意欲の拡大を図る。また、市民等についても、自らが率先して施業を行う意識を啓発させるため、県等が開催する林業セミナー等への積極的な参加を促し、施業の大切さ・大変さ等を理解したうえで、市内に残る森林の今後のあり方を考えてもらうよう誘導する。

特に次の表に示した地区については、総合計画の土地利用構想において森林保全ゾーンとしており、森林施業共同化重点的实施地区と位置づける。

＜森林施業共同化重点的实施地区の設定計画＞

地区の名称	地区の所在（林班区域）	区域面積
東部丘陵地地区	9・10・11・12・16	145ha

但し、保安林指定地のみ。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して施業を実施する場合には、1 及び2 との整合を図りつつ、以下を踏まえるものとする。

ア 共同して施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は、相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一部の者がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

エ 施業を実施するに当たり、共同施業実施者により該当森林の周辺の森林所有者等に説明会等を実施し隣地承諾等を受け、共同施業実施者以外の者に施業実施によって発生する迷惑行為等の軽減に努めること。

オ その他、施業を実施するに当たりアからエに記載されていない事項については、あらかじめ共同施業実施者の合意により決定する。また、他法令による手続き・環境アセスメント等の環境評価等については、環境負荷を考慮した施業に努めること。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし。

- 4 その他必要な事項
該当なし。

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし。
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
特になし。
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次のとおり定める。
 - (1) 区域の設定
設定なし。
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし。
- 2 その他必要な事項
該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
本市における松くい虫の被害は、近年、小康状態であるが、依然として高齢級の松林などに散見される。また、一時期、被害が増加していたカシノナガキクイムシによるナラ枯れも、近年は小康状態となっている。
このような状況から、今後、被害拡大又は拡大が予見される場合には、公有林については被害拡散防止のための被害木の伐倒、病虫害の駆除を適切に行うこととし、私有林の森林所有者等に対しては、市広報等を用い、管理の徹底に関する啓蒙活動を実施し、市内の森林の健全な育成に努めることとする。
 - (2) その他
 - (1) のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による

早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

（1）林野火災予防思想の普及、啓発

（2）林野パトロールの実施

（3）森林経営計画による防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除のため、火入れを実施する場合は、日進市火入れに関する条例の規定を遵守するものとする。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の林班区域	備考
4・5・6・7・14	

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

（1）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア II－第2－3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II－第4の公益的機能別施業森林の整備に関する事項

ウ II－第5－3の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びII－第6－3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域特になし。

2 生活環境の整備に関する事項
特になし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市における森林については、まちづくりにおいて重要な位置づけがされており、総合計画の土地利用構想で示す森林保全・活用ゾーン以外においても、人に安らぎと潤いをもたらす場として森林を保全していくことは、地域振興を推進する上でも重要なことである。

しかしながら、都市近郊という本市の地理的条件等からも都市化との調和を図り、森林保全をしなければならないとの観点から、すべての森林を保全していくのは困難である。そのため、現存する森林について、開発等で森林面積が減少し森林として機能しなくなった森林で機能の回復を必要としない森林等、まちづくりにおいて森林として維持していく必要性が少なくないと思われる森林と、公益的に見て将来にわたり維持していく必要性が高いと思われる森林とに分けていく必要がある。こうした森林の分類を、森林所有者等や地域の住民の意向を踏まえ行い、公益的に見て将来にわたり維持していく必要性が高いと思われる森林については、地域のニーズを踏まえ、市民との協働により、里山林として長期的に維持していく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

3のとおり、地域振興を推進する上で、保全していく必要性が高いと思われる森林については、里山林として整備を進める。そのため、どの森林を里山として位置づけるかを森林所有者等の意向を踏まえ、市民・自然保護団体・学識経験者等と協議し、里山林として保全する地区を選定する。さらに、里山林として整備していくため、森林施業のできる準備として、学習会・研修会の開催による人材育成、公益財団法人愛知県林業振興基金が導入しているリース事業・県等による補助事業等の活用による財政的支援、ボランティア等による支援者の確保等、容易に実施できる体制づくりをしていく。

また、スポーツを通して健康推進を図る場・市民が森林とふれあえる場として設置した日進市総合運動公園は、市民の生活環境に密着した施設である。公園内の森林については、森林の総合利用施設としてキャンプ場・管理施設・遊歩道・東屋等の整備をしてきた。今後においても、市民が森林とふれあえる場として、本市にお

いて必要不可欠な施設であり、整備及び保全を実施する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市内の小・中学校をはじめとした青少年や市民に対し、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、学校教育・社会教育の場に林業学習プログラムを取り組み、森林保全活動へ直接参加するよう働きかけを実施する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市は、愛知用水によって木曽川より飲料水をはじめ農業用水などの恵みを受けていることから、長野県木曽郡木祖村と友好提携を結び、木曽川の源流である味噌川に立地する「味噌川ダム」の左岸に「平成日進の森林（もり）」として平成5年度より平成10年度まで国有林約32haにヒノキを植栽し、平成11年度より下刈・施肥等の育林活動を実施している。これらの活動は、木曽森林管理署と分収造林契約を締結し実施している。また、「平成日進の森林（もり）」に携わる長野県木祖村、木曽森林管理署、木曽森林組合、日進市の共催により、木祖村民、日進市民の参加により森林施業体験を実施している。この活動は、市内の森林整備に対する直接的取り組みではないが、上下流の住民の交流及び森林施業体験を通し森林の多面的機能の必要性・森林保全等の啓発につながり、都市に残存した森林保全意識の高揚に、大きな効果をもたらしており、引き続き取り組むこととする。

また、今後においては市民ばかりでなく、日進市内に森林を所有する森林所有者等への参加も斡旋し、森林所有の責務等の高揚を図る。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

特になし。

7 その他必要な事項

(1) 制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林は、保安林、砂防指定地、鳥獣保護区等があり、これらの森林は、土地に関する災害の防止、及び自然環境の形成などの公益的機能を発揮して地域振興に重要な役割を果たしている。

従って、森林法に定める保安林及び保安林施設地区にあっては森林法等で別に定める指定施業要件で、また、砂防法等他法令に基づく制限林にあっては、個別法で定められた制限の範囲内で施業を行うものとする。

(2) 市有林の整備

本市は、現在、人工林を中心に約35haの森林を所有しており、北高上緑地などこれらの公有林は、都市における貴重な自然とのふれあいの空間となっている。都市化の進展に伴い、身近な自然が少なくなっていく中で、身近な自然環境の一つであ

る森林を里山林として位置づけ、長期的に整備し、市民の自然とのふれあいの場として活用を図る。

(3) 木材利用の促進に関する事項

本市においては、「日進市公共建築物の木材利用の促進に関する基本方針」を定めており、公共建築物の木造化等の推進を図っていく。

付属参考資料

1 土地利用

	年 次	総土地 面 積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面 積
			計	田	畑	樹園地					計	森林	原野	
						計	果樹園	茶園	桑園					
実 数 (ha)	平成 17 年	3,490	311	237	74	20	－	－	－	－	694	694	0	2,464
	平成 22 年	3,490	275	194	62	19	－	－	－	－	669	669	0	2,546
	平成 27 年	3,491	280	199	63	18	－	－	－	－	648	648	0	2,563
構成比 (%)		100.0	8.0	5.7	1.8	0.5	－	－	－	－	18.6	18.6	0.0	73.4

(出典：農林業センサス)

注 1 「樹園地」「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。

注 2 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。

2 森林資源の現況等

(1) 保有者形態別森林面積（令和 2 年度）

保有形態		総面積	
		面積 (A)	比 率
総数		614.73 ha	100 %
国有林		0	0
公有林	計	55.60	9.0
	都道府県有林	21.04	3.4
	市町村有林	34.56	5.6
	財産区有林	0	0
私有林		559.13	91.0

(出典：尾張西三河地域森林計画（所有形態別森林資源表）)

(2) 民有林の齢級別面積（令和 2 年度）

区分 \ 齢級別	総 数		1・2 齢 級		3・4 齢 級		5・6 齢 級		7・8 齢 級		9・10 齢 級		11 齢級 以上	
民有林計	559.87	ha	0.00	ha	0.71	ha	2.56	ha	0.86	ha	41.20	ha	514.54	ha
人工林	400.84		0.00		0.67		2.56		0.65		4.19		392.77	
天然林	159.03		0.00		0.04		0.00		0.21		37.01		121.77	
(備 考) スギ：ヒノキ：広葉樹：マツ類＝1：2：3 5：1 1 3														

（出典：尾張西三河地域森林計画資料（森林資源構成表））

注 1 備考欄には主要樹種別の面積比を記入する。

注 2 ha 未満は四捨五入したため、内訳と計は必ずしも一致しない。

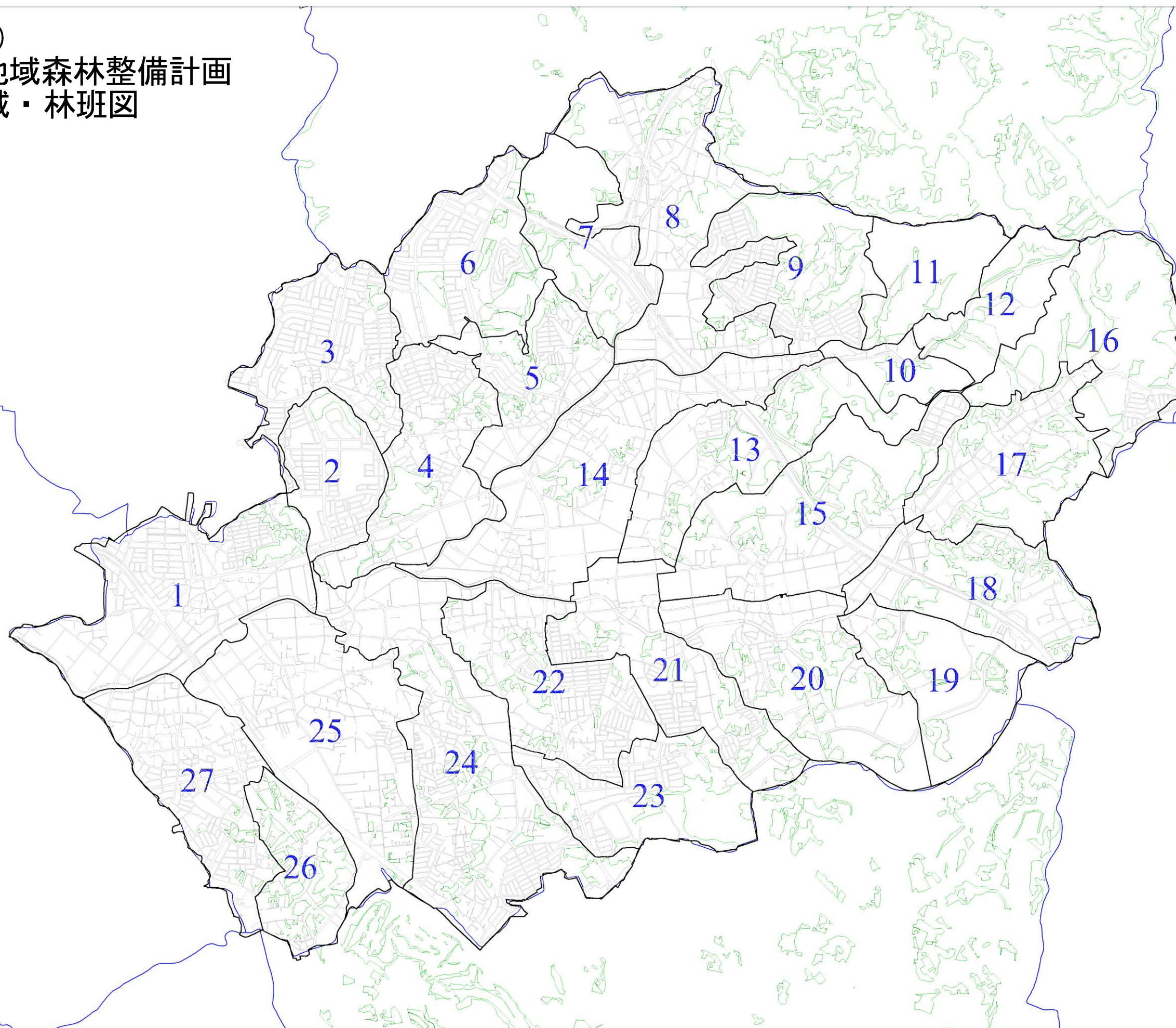
注 3 齢級別面積は、地域森林計画対象民有林の総面積から竹林及び無立木地を除いた面積であり、保有者形態別森林面積の総計とは必ずしも一致しない。

(3) 保有山林面積規模別林家数

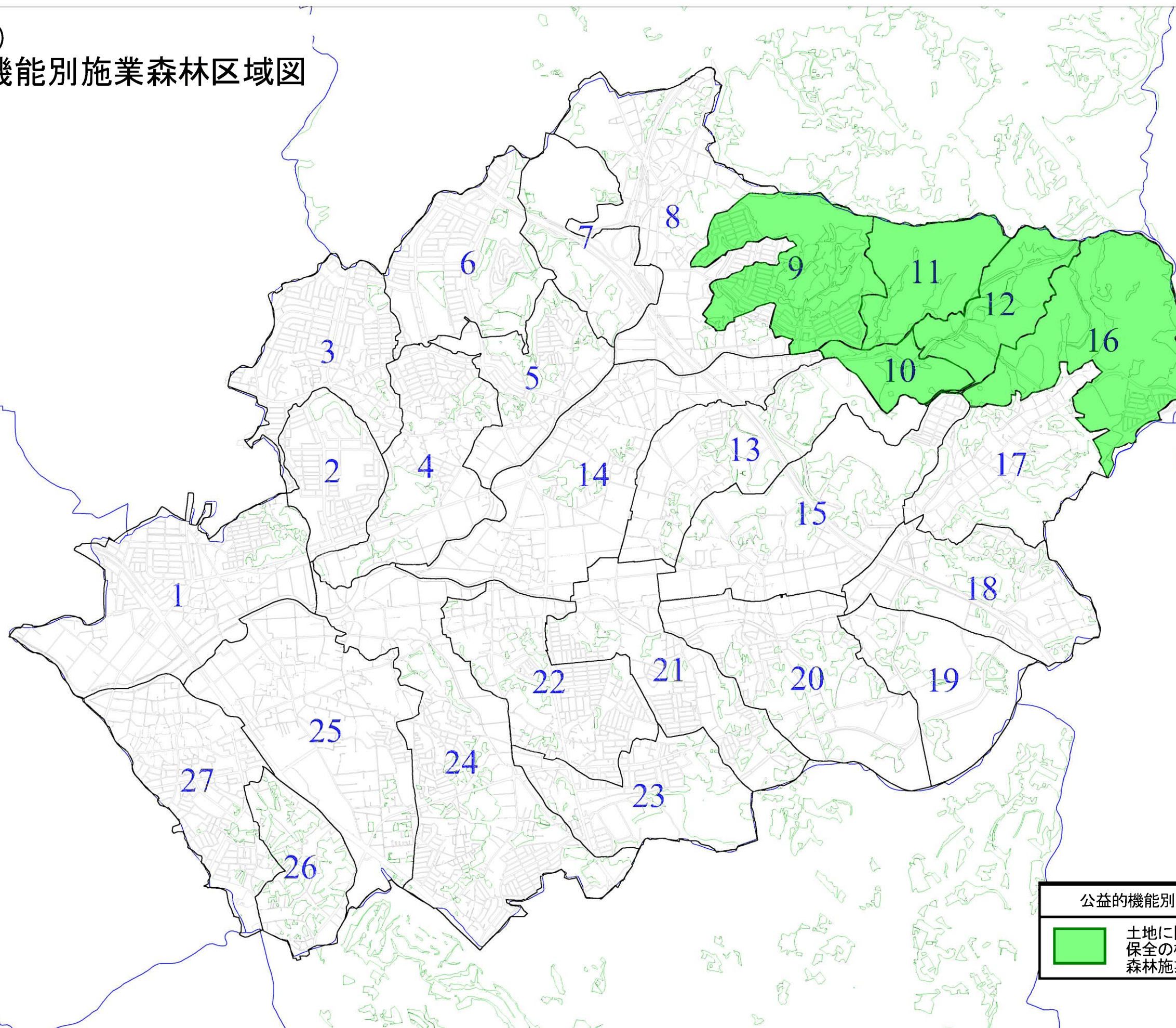
面積規模	林家数	面積規模	林家数
1～3ha	51	10～50ha	4
3～5ha	11	50ha 以上	4
5～10ha	4	総数	74

（出典：平成 30 年度 愛知県林業統計書）

(附図1)
日進市地域森林整備計画
森林区域・林班図



(附図2)
公益的機能別施業森林区域図



公益的機能別施業森林を含む林班区域

土地に関する災害の防止及び土壌の
保全の機能の維持増進を図るための
森林施業を推進すべき森林